

1 修了と認めるべきではない。

2 なお、臨床医としての適性の評価は非常に困難であり、極
3 めて慎重な検討が必要である。原則として、当該研修医が最
4 初に臨床研修を行った臨床研修病院においては、その程度が
5 著しい場合を除き臨床医としての適性の判断を行うべきでは
6 ない。少なくとも複数の臨床研修病院における臨床研修を経
7 た後に行うべきである。

8
9 (1) 安心、安全な医療の提供ができない場合

10 ~~研修医としての未熟さゆえ、ある程度はやむを得ないが、~~
11 著しくミスが多く医療の安全を確保できない、あるいは患
12 者との意志疎通に欠けがで~~き~~ず不安感を与える場合等には、
13 まず、指導医が中心となって、当該研修医が患者に被害を及
14 ぼさないよう十分注意しながら、指導・教育すべきである。
15 十分な指導にも関わらず、改善せず、患者に被害を及ぼす恐
16 れがある高~~い~~場合には、未修了、中断の判断もやむを得ない
17 ものとする。

18 迷惑行為、遅刻、チーム医療を乱す等の問題に関しては、まず当該臨床
19 研修病院において、十分指導・教育すべきである。原則としてあらかじめ
20 定められた臨床研修期間を通して指導・教育し、その終了時においても、
21 なお、医療の適切な遂行に支障を来す場合には、未修了もしくは中断とす
22 ることもやむを得ないものとする。

23 また、重大な傷病によって適切な診療行為が行えず医療の安全を確保で
24 きない、あるいは患者に不安感を与える等の場合にも未修了、中断の判断
25 もやむを得ない。なお、傷病又はそれに起因する障害等により当該臨床
26 研修病院では研修不可能であるが、それを補完・支援する環境が整ってい
27 る他の臨床研修病院では研修可能な場合には、中断をして病院を移ること
28 を可能とすべきである。

29
30 (2) 法令・規則が遵守できない者